

- 特集 - 人権を考える Part 1



12月4日(日)～10日(土)は人権週間です

みなさんは「人権」という言葉についてどのような印象を受けますか？
さまざまな印象があると思いますが、身近な感じはしないかもしれません。では、「命」や「心」ということばは「人権」に比べ、少し身近に感じませんか？「人権を大切にすること」は、「命・心を大切にすること」と同じです。「自分」の人権も「他人」の人権も同じように大切にしましょう。

基本的人権とは？

私たちは、誰もが「幸せに暮らしたい」と願っています。そのためには、「自由に発言できる」「平等に教育を受けられる」「自由に職業が選べる」「健康で文化的な生活が送れる」ことなどが必要です。これらの権利を総称して「基本的人権」と言います。

高齢者の人権

高齢化社会といわれる中、年齢を理由に家庭や社会の中で高齢者が疎外されたり、介護を必要とする高齢者に対する身体的・心理的虐待、財産を本人に無断で家族が処分するなど、さまざまな問題があります。高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢者の持つ優れた知識や経験などを生かして社会参加してもらうことも大切です。高齢者になることは、誰も避けることはできません。高齢者の人権を大切にすることは決して他人ごとではなく、私たち一人ひとりの問題として考えていくことが大切です。

男女の人権

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、男女雇用機会均等

法などによって、男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には今なお、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根深く残っており、家庭や職場において種々の男女差別を生む原因となっています。配偶者・パートナーからの暴力や職場におけるセクシュアル・ハラスメント等、男女間におけるあらゆる形態の暴力問題も、男女の人権に関する重大な問題の一つです。

子どもの人権

学校などでは陰湿な「いじめ」が発生したり、家庭では親による子どもへの「虐待」が増加するなど、子どもの人権を著しく侵害する行為が起きています。子どもの人権を守るためには子どもが子どもとして「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」などが保障されなければなりません。誰もが子どもの人権を大切にできる環境づくりを進めていく必要があります。

障がい者の人権

障がいのある人の社会参加と自立を実現するために「障がい者と共に生きる」という社会の意識づくりが大

山口県人権推進指針

「県民一人ひとりの人権が尊重されたい豊かな地域社会をめざして」

【基本理念】

山口県民すべてが一生の間、家庭・地域・職場などあらゆる場において、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を共に営むことができるよう、一人ひとりがかけがえのない尊いいのち(生命)の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、総合的に人権に関する取り組みを推進します。

【キーワード】

次のキーワードにより諸施策を推進します。

いのち(生命)

だれもが、かけがえのない「いのち」を大切にできる地域社会の創造をめざします。

じゆう(自由)

だれもが、他人を害することなく、自由で自立した生活のできる地域社会の創造をめざします。

びようせい(平等)

だれもが、社会の一員として等しく参加・参画できる地域社会の創造をめざします。

きようせい(共生)

だれもが、多様な文化や価値観、個性を尊重し、共に暮らせる地域社会の創造をめざします。

切です。障がい者は、障がいのない人と違った特別の存在ではありません。社会全体で障がい者があるままの姿で参加できる社会のしくみを構築していく必要があります。

外国人の人権

日本人は、異なる文化や生活習慣、言語を持つ人々とのつきあいが苦手といわれます。また、一部の外国人がトラブルを起こすと、すべての外国人に対して不当な扱いをすることもあります。国籍や民族、人種を超

えてお互いの文化や価値観を認め共存していくという人権意識を育んでいくことが求められています。

同和問題

同和問題は、国や地方公共団体において諸施策を総合的・計画的に実施してきた結果、実態的差別の解消については大きく前進しました。また、教育、啓発活動が行われてきたことにより、同和問題に対する理解も深まってきており、成果は着実に進展しています。

さまざまな人権問題

アイヌの人々、エイズやハンセン病などの感染症にかかった人、罪を犯した人、その家族に対する偏見や差別、世界には人種差別など、さまざまな人権問題があります。

人を愛する心の輪をひろげよう

人権の花運動

「人権の花運動」は、小学生が皆と協力して花を育て、観賞することにより児童の情操を培い、豊かな心をもって人を愛する心の輪をひろげる運動です。この運動を通じて児童に人権思想に対する理解を自然に体得してもらい、ひいては国民の人権意識の高揚を図って行つていきます。

昭和57年度から山口地方事務局と山口県人権擁護委員連合会が実施しており、協力校に「ひまわり」の種子、肥料及び「人権の花運動」のプレートを持参して協力をお願いしています。



平成 23 年度協力校
向津具小学校(上) 向陽小学校(下)



近年では、高度情報化社会の進展に伴い、インターネット上で人権侵害になりかねない行為(他人への誹謗・中傷や、プライバシー侵害など)が多発しています。人が人らしく生きるために、「人権」という視点から日常生活を見まわしていただくことが大切です。

人間らしく生きる

人権問題を解決するために私たちが身近なところからできること。それは、まず相手の立場を思いやること、相手の気持ちを考えることです。これは簡単そうですが、なかなかできるものではありません。我慢することもたくさん出てきます。

しかし、それが「人間らしく生きる」ということにつながっていくのです。相手の立場を思いやり、相手の気持ちを考えて生活するよう心がけてみましょう。きっと自分の幸せにもつながっていくはずです。

人権相談所(平日のみ)

◆場所 山口地方事務局秋支局

◆電話 0833812210478

◆相談時間 8時30分～17時15分

相談は無料です。秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ

市民課 市民相談係

電話 2311115